

部会の設置について

改正認定こども園法第25条の規定により、幼保連携型認定こども園の設置の認可等、事業の停止もしくは施設の閉鎖の命令又は設置の認可の取消に関して審議するため、都道府県または指定都市等に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとされました。本県としては、本会議に部会（仮称：認定こども園部会）を設置し、認可等についてご審議いただくこととしたい。

（今後の対応）

- ・部会メンバーについては、次回選任します。
- ・子ども・子育て会議設置条例を改正します。

【改正認定こども園法】

（設置等の認可）

第十七条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第三項、第六項及び第七項並びに次条第一項において同じ。）の認可を受けなければならない。

（中略）

3 都道府県知事は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

（以下略）

（事業停止命令）

第二十一条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

一 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

二 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

三 正当な理由がないのに、六月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第二十二條 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第十七條第一項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第二十五條に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(都道府県における合議制の機関)

第二十五條 第十七條第三項、第二十一條第二項及び第二十二條第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。